

# 単価契約仕様書

教育委員会事務局総務部調査課

(担当 合田、岸田 電話 334-9222)

件名	(単価契約) 雲ヶ畑地区の児童の通学に係る庸車
形状・寸法	—
予定数量	407運行(1日1~2運行)
契約期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
契約条件	別添のとおり

## (単価契約) 雲ヶ畑地区の児童の通学に係る庸車仕様書

### 1 運行の目的

雲ヶ畑地区の児童の京都市立柘野小学校への通学手段を確保することを目的とする。

### 2 運行車両仕様等

#### (1) 運行対象者

雲ヶ畑地区に居住する、京都市立柘野小学校児童（3名の予定）

#### (2) 車両規模（運転手含む。）

4～5人乗り

(3) 児童、保護者との円滑な意思疎通を図ることができるよう、運転手については可能な限り、特定少数の運転手が当たるよう努めること。

(4) 車内の衛生管理に努めること。

(5) 児童が乗車することに鑑み、車両は禁煙車両とし、運転手は運行直前及び運行中は禁煙とすること。

### 3 運行経路

基本的には下記のとおりとする。ただし、契約期間中においても契約金額に影響がない範囲内で事業者と協議のうえ、適宜調整することがある。

#### ① 登校時（約8km）

乗車地：雲ヶ畑バス（もくもく号）のバス停「出合橋」付近

降車地：京都市立柘野小学校付近

#### ② 下校時（約8km）

乗車地：京都市立柘野小学校付近

降車地：雲ヶ畑バス（もくもく号）のバス停「出合橋」付近

※1 入札単価は実際に使用する車両規模に関わらず、同一のものとして計算すること。

※2 1運行当たりの契約単価は同一の金額とする。

※3 登校時の降車地、下校時の乗車地は、乗車児童の安全及び他の交通車両の状況を踏まえて契約後に事業者と調整のうえ決定する。

### 4 運行日数の概算

年間約407運行

京都市立柘野小学校の学校教育活動がある日（約205日）について、1日2運行（登校時1運行、下校時0～1運行）ただし、京都市立柘野小学校の学校教育活動がある日であっても、運行がない場合もあり、その際は、事前に事業者連絡する。

### 5 運行態様

京都市立柘野小学校の授業（入学式等の学校行事を含む。）がある日に限る。ただし、休業期間中であっても、部活動のためであって、京都市教育委員会が相当と認める日については運行の対象とする。

次の標準運行時刻を基に作成した1箇月ごとの運行スケジュールを事前に提示する。ただし、学校行事等の事情により、提示したスケジュール期間中であっても、スケジュールとは異なる時

刻での運行を指示することがある。

なお、運行当日に、登校については乗車予定の45分前以降に何らかの理由により運行を休止した場合、下校については乗車予定時刻を10分過ぎて京都市立柘野小学校に連絡した時点で休止となった場合は、当該休止された運行は、運行実績に含めるものとする。

(1) 登校時

(出発時刻は目安であり、具体的な時刻については運行スケジュールにより指定する。)

7:55頃 発                      8:10頃 着

(2) 下校時

(出発時刻は目安であり、具体的な時刻については運行スケジュールにより指定する。)

16:00頃 発                      16:15頃 着

(3) その他

台風その他緊急やむを得ない場合は、運行当日であってもスケジュールと異なる時刻での運行を指示することがある。

6 乗降児童の確認

(1) 体調不良その他の理由により、登校時の運行に乗車しない児童があるときは、当該児童の保護者その他の者が、指定の欠席票を運転手に交付する。

(2) 体調不良その他の理由により、当日になって下校時の運行に乗車しない児童があるときは、事業者への電話等、指定の欠席票の交付等の手段により連絡する。

(3) 乗車予定の児童が予定時刻を5分経過しても乗車場所に来ない場合には、京都市教育委員会調査課が指定する者に連絡すること。

7 道路運送法の許可

道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている業者であること。

8 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（休業期間等で一定期間運行がない期間もある。）

9 業務報告

運行日ごとに業務日報を作成し、当該月に係る業務日報を翌月15日までに京都市教育委員会総務部調査課に提出する。ただし、令和8年3月分は、同月中に提出する。提出方法は協議のうえ決定する。

10 支払方法

実績報告に基づいて、1月ごとに精算払いする。

なお、連絡等の経費は、1運行あたりの単価に含まれているものとする。

11 秘密保持

事業者は、業務の実施に当たり知り得た情報を漏らしてはならない。業務上止むを得ず他人に提供する必要が生じた場合には事前に京都市教育委員会総務部調査課の許可を得なければならない。本契約が終了した後も、同様とする。

## 12 事故等の際の対応

故障、事故等が生じた場合は、速やかに代替運行を確保するとともに、京都市立柊野小学校及び京都市教育委員会総務部調査課に連絡し、追って、指定する様式による報告書を提出すること。

事故が生じた時は、直ちに救急機関、警察に通報するとともに、京都市立柊野小学校及び京都市教育委員会総務部調査課に連絡し、追って、指定する様式による報告書を提出すること。

## 13 損害賠償

事業者の故意又は過失により、乗車児童又は第三者に、人的又は物的損害を生じさせた時は、事業者が対応すること。